

行政組織の設置期限等を延長する場合の施行期日について

（担当 長谷参事官）

一 議題

1 現状

特定日に実効性を喪失する規定の効力を延長する改正法の施行日は、一般的に、公布日とされている（法令整備会議昭五二・九・七 法令整備関係資料集（四）二二六ページ）。

これに対し、行政組織の設置期限や所掌事務の期限（以下「行政組織の設置期限等」という。）を延長する政令については、一般的には期限の末日の翌日（三月三十一日までを期限とするものは、四月一日）に施行されているが、法律の施行日等に連動して、公布日施行としているものも多い。

（一）官職又は組織の設置期限を定めるものの一般的な例

三月三十一日までを設置期限とする場合には、基本的に四月一日から施行されている（参考一 文部科学省組織令の一部を改正する政令（令五政九二））。法律でも行政組織の設置期限のみを延長する場合には、四月一日から施行されているものがある（参考二 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令二法四六））。

なお、下記の（二）のような事情はないが、三月三十一日に施行されているものもある（参考三 金融庁

組織令の一部を改正する政令（令四政六九）。

(二) 法律等に連動して期限を定めるもの

法律自体の期限の延長とともに、行政組織の設置期限等を延長する場合には、一般的に、後者の部分も含めて公布日施行とされており（参考四 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律（令三法一六）、離島振興法の一部を改正する法律（令四法九二））、このような法律を受けて組織令で定められている行政組織の設置期限等を延長する政令は、一般的には法律の期限延長の改正法の施行と同時に施行されている（参考五 離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令四政三五四））。

このほか、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平四法七九）に基づいて置かれる個々の国際平和協力隊の期限を延長する政令改正は、一般的に公布日施行とされている（参考六 シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（令四政三四四））。この政令改正は、その協力隊に関する国際平和協力業務実施計画の変更と同時に閣議決定され、公布日施行とされており、実施計画に連動しているものと考えられる。

2 検討

上記のとおり、行政組織の設置期限等を延長する政令については、期限の末日の翌日に施行するものと、法律の施行日等に連動して公布日施行としているものがそれぞれあることから、期限の末日以前に施行しない場合と施行した場合のそれぞれの課題について検討する。

(一) 行政組織の設置期限等を延長する法令改正も、法律の有効期限を延長する法律と同様に、期限の末日以前に施行させる必要があるかどうか。

法律の有効期限を延長する法律が期限の末日以前に施行されている理由を考える上で参考になる事例として、著作権法の一部を改正する法律（平一五法八五）による著作権の保護期間の延長が適用されるかどうかが争われたものがある。同法は、著作権の保護期間を公表後五〇年から七〇年に延長するものであり、平成一六年一月一日に施行された。その施行日の前日（平成一五年一月三十一日）に公表から五〇年に達した著作権について改正後の七〇年の保護期間が適用されるかどうか争われた事案において、最高裁判所は、その著作権は当該施行日の前日に保護期間を満了して消滅し、改正後の七〇年の保護期間は適用されないと判断している（参考七 最判平成一九年一月一八日、参考八 東京地決平成一八年七月一日）。

これらは、著作権の保護期間に関して争われた判決であるため、この考え方をどの程度一般化することができるかどうかは明確ではない。しかしながら、仮に法律の有効期限を延長する場合についても法律の効力が期限の末日で切れると考えた場合には、それまでの法律に基づいて与えられていた法律効果にも影響し得ることを踏まえると、法律の有効期限を延長する法律は、有効期限の末日以前に施行していることには理由があると思われる（この場合でも、適切な経過規定を置くことで改正前の法律によって与えられていた法律効果を承継することはできると考えられるが、施行期日を期限の末日以前とすることが最も簡便であると考えられる。なお、著作権法の一部を改正する法律は経過規定を定めていたが、その経過規定では同法の施行の直前に著作権の消滅する著作物については改正後の

著作権法の保護期間は適用されないと判断されており、経過規定の定め方に注意を要する。)

仮にこの考え方を行政組織の設置期限等にも当てはめた場合、その末日の翌日に当該期限を延長する改正法令を施行したときには、当該末日をもってその行政組織等は一旦設置根拠を失うことになるとも考えられるが、これによつて不都合な点が生ずるか。

(1) 作用法上の効果について

仮に三月三十一日で各府省の内部組織や所掌事務の組織法上の根拠がなくなつたとしても、行政処分等の主体が変わるわけではないため、それまでに行われた作用の効果には影響しないと考えられる。このため、三月三十一日から四月一日をまたいで継続しなければならない法律効果は特段存在しないのではないか。

なお、作用法の主体となる行政機関の長に関する期限についても、期限の末日の翌日に施行されている例があるが(参考二 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令二法四六)、この場合について)、実質的には同じ行政機関の長であるため、組織法上の設置根拠がいったん廃止されたとしてもそれまでに当該官職にあった者が行った行政処分等の効果には影響は及ぼさないと考えられるか。

(2) その官職に就く国家公務員の地位との関係について

国家公務員の身分は官職の組織法上の設置根拠には関係しないため、仮に官職が三月三十一日一度廃止されると考えたとしても、その官職に就いている国家公務員の身分が失われることとはならない。

なお、三月三十一日で一度官職が廃止され、新たに官職の設置根拠ができると考えた場合、国家公務員に対するその官職への発令行為が必要とも考えられる。この点、内閣人事局に確認したところ、一般的には、四月一日施行の政令によって設置期限が延長された場合には、新たな発令は行われていない。官職への発令は、行政組織内部の行為であることを踏まえれば、三月三十一日で設置期限の末日を迎えても四月一日からは新たに設置根拠ができ、実質的にその官職は継続していると考えて、発令行為を省略するという方法をとることも合理性はあるものと考えられるか。

(二) 行政組織の設置期限等を延長する法令改正は、その裏付けとなる予算等の始期と同時に施行させる必要があるかどうか。

行政組織の設置期限等を延長する政令が基本的に四月一日に施行されているのは、会計年度と連動しているものと考えられる。

しかしながら、法律によって行政組織の設置期限等を延長する場合には公布日施行とされ、それを受けた政令も法律の施行日と同時に施行されていることを踏まえると、会計年度の開始と行政組織の設置期限等を延長する法令改正の施行日とを一致させなければならない技術的な理由はないのではないかと。(注一)

ただし、官職の数の特例に関する期限を定める組織令(参考九 内閣官房組織令の一部を改正する政令(令和四政八七))については、官職の数の特例に関する期限の延長と同時に数の変更も行う場合には、仮に公布日施行とすると、施行の日から官職の数の変更も効力を有することとなってしまう、予算及び機構定員上の取扱いと乖離が生じてしまうため、予算及び機構定員と連動して施行せざ

るを得ないのではないか。(注二)

(注一) 仮に予算の成立よりも先に施行してしまった場合には予算との整合性が問題となるが、予算に関連する法令の改正は、予算成立前に準備行為として閣議決定を行った場合でも、公布自体は予算の成立後に行う取扱いとなっており、公布日施行としておけば、予算成立の時点との齟齬を来すことはない。

なお、予算が年度内に成立しなかった場合の取扱いについては、直近の例である平成二七年度には、四月一日から四月一日までの間の暫定予算が成立し、本予算は四月九日に成立した。このときには法務省の参事官等の設置期限の延長と、局等の組織の新設が行われているところ、両者の改正を分けて行い、参事官等の設置期限を延長する政令(平二七政一二五)は暫定予算を踏まえて四月一日付で施行され(参考一〇)、それ以外の組織を新設する政令(平二七政一八三)は本予算の開始にあわせて公布日(四月一〇日)に施行されている(参考一一)。

(注二) この場合でも、例えば、期限を延長する改正規定は期限の末日より前に施行し、官職の数を増加させる改正規定は予算上及び機構定員上増加が認められている日から施行するという方法をとることも考えられる。ただし、人数を減少させつつ期限を延長する場合には、先に元の人数全員について期限を延長し、後から人数を減少させるということは困難と考えられる。

### 3 論点

行政組織の設置期限等の延長については、基本的には、期限の末日の翌日の施行としても、期限の末

## 二 資料

(参考一)

○文部科学省組織令の一部を改正する政令（令五政九二）

附則第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

※この政令による改正前の文部科学省組織令（平一二政二五一）の規定

### 附 則

（研究開発局参事官の設置期間の特例）

10 第六十七条の参事官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

(参考二)

○復興庁設置法等の一部を改正する法律(令二法四六)

(復興庁設置法の一部改正)

第一条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条中福島復興再生特別措置法第四十条の二第一項の改正規定、(中略)の規定は、公布の日から施行する。

※この法律による改正前の復興庁設置法(平二三法一二五)の規定

(復興庁の廃止)

第二十一条 復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

(参考三)

○金融庁組織令の一部を改正する政令(令四政六九)

附則第六条中「、一人は令和四年三月三十一日まで、他の一人は」を「一人は、」に改める。

附 則

この政令は、令和四年三月三十一日から施行する。

※この政令による改正前の金融庁組織令（平一〇政三九二）の規定

## 附 則

（総合政策局参事官の設置期間の特例）

第六条 第七条第一項の参事官のうち、一人は令和四年三月三十一日まで、他の一人は令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（令和四年三月三十一日までとされていた参事官の設置期限を廃止したもの。）

（参考四）

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律（令三法一六）

附則第三条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条ただし書中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

2 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和三年三月三十一日の項を次のように改める。

令和三年三月三十一日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に關すること。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日

一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に關すること。

二 原子力発電施設等立地地域の振興に關する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に關すること。

三 原子力発電施設等立地地域の振興に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。

附則第四条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

3 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和三年三月三十一日の項を削る。

附則第四条の二の二の次に次の一条を加える。

（科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の特例）

第四条の二の三 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四十条の四第一項に規定する事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和十三年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

○離島振興法の一部を改正する法律（令四法九二）

附則第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。※公布日は、令和四年一月二八日

（国土交通省設置法の一部改正）

第九条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日

離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に

	<p>関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
	<p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に關する關係行政機關の経費の配分計画に關すること。</p>

附則第五条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

<p>令和十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興法</p>
--------------------	--------------

附則第九条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

<p>令和十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域の振興に關する総合的な政策に係る計画に關する調査及び調整その他當該計画の推進に關する事務</p>
--------------------	---------------------------------------------------------------

（参考五）

○離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備に關する政令（令四政三五四）  
 （国土交通省組織令の一部改正）

第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則第六条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附則第九条中「令和五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。※公布日は、令和四年一月二八日

※この政令による改正前の国土交通省組織令（平一二政二五五）の規定

### 附 則

（国土政策局の所掌事務の特例）

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和五年三月三十一日	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>

（国土政策局離島振興課等の設置期間の特例）

第六条 国土政策局離島振興課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国土政策局離島振興課の所掌事務の特例）

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十七条に規定する事務のほか、令和五年三月三十一日までの

間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 離島振興計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

(参考六)

○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(令四政三四四)

第一条第一項中「令和四年十一月三十日」を「令和五年十一月三十日」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

※この政令による改正前のシナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令(平三一政一四八)の規定  
(国際平和協力隊の設置)

第一条 国際平和協力本部に、シナイ半島における国際連携平和安全活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、令和四年十一月三十日までの間、シナイ半島国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)を置く。

※根拠となる法律の規定 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平四法七九)  
(組織)

#### 第五条

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことが

できる。

(参考七)

○最高裁第三小法廷判決平成一九年一月一八日民集六一卷九号三四六〇ページ

### 【事案】

著作権法の一部を改正する法律(平一五法八五)は、映画の著作権の保護期間を、公表から五〇年間であったところを七〇年間に延長し、経過措置として「改正後の著作権法(略)の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」と規定していた。同法は平成一六年一月一日から施行された。

平成一五年一月三十一日に五〇年間の保護期間を迎えた映画について、改正後の七〇年間の保護期間が適用されるかが争われた事案である。

### 【判決】

「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物」とあるのは、本件改正前の著作権法に基づく映画の著作物の保護期間が、本件改正法の施行日においても現に継続中である場合を指し、その場合は当該映画の著作物の保護期間については本件改正後の著作権法五四条一項が適用されて原則として公表後七〇年を経過するまでとなることを明らかにしたのが本件経過規定であると解すべきである。そして、本件経過規定は、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による」と定めているが、これは、本件改

正法の施行日において既に保護期間の満了している映画の著作物については、本件改正前の著作権法の保護期間が適用され、本件改正後の著作権法の保護期間は適用されないことを念のため明記したものと解すべきであり、本件改正法の施行の直前に著作権の消滅する著作物について本件改正後の著作権法の保護期間が適用されないことは、この定めによっても明らかとすべきである。したがって、本件映画を含め、昭和二八年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物は、本件改正による保護期間の延長措置の対象となるものではなく、その著作権は平成一五年一月三十一日の終了をもって存続期間が満了し消滅したとすべきである。」

「一般に、法令の経過規定において、「この法律の施行の際現に」という本件経過規定と同様の文言（以下「本件文言」という。）が用いられているのは、新法令の施行日においても継続することとなる旧法令下の事実状態又は法状態が想定される場合に、新法令の施行日において現に継続中の旧法令下の事実状態又は法状態を新法令がどのように取り扱うかを明らかにするためであるから、そのような本件文言の一般的な用いられ方（以下「本件文言の一般用法」という。）を前提とする限り、本件文言が新法令の施行の直前の状態を指すものと解することはできない。（中略）したがって、本件文言の一般用法においては、「この法律の施行の際」とは、当該法律の施行日を指すものと解するほかになく、「・・・の際」という文言が一定の時間的な広がりを含意させるために用いられることがあるからといって、当該法律の施行の直前の時点を含むものと解することはできない。」

（参考八）

○東京地方裁判所決定平成一八年七月一日判例時報一九三三号六八ページ

## 【事案】

上記最高裁判決とは別事案であるが、同様に、平成一五年一月三十一日に五〇年間の保護期間を経過した映画について、著作権法の一部を改正する法律による改正後の七〇年間の保護期間が適用されるかが争われた事案である。

## 【判決】

債権者は、本件映画の本来の保護期間が平成一五年一月三十一日午後一二時までであつて、平成一六年一月一日午前零時と同時であるから、本件改正法の施行の際、現に改正前の著作権法による著作権が存していた旨主張し、文化庁長官官房著作権課も、同様の見解を表明している。

確かに、本件映画の保護期間の満了を「時間」をもって表現すれば、平成一五年一月三十一日午後一二時となる。しかしながら、著作権法五四条一項及び五七条の規定は、「年によって期間を定めた」（民法一四〇条）ものであつて、「時間によって期間を定めた」（同法一三九条）ものではない。年によって期間を定めた場合は、「期間は、その末日の終了をもって満了する。」（同法一四一条）とされるから、あくまでも、保護期間の満了を把握する基本的な単位は「日」となるというべきである。

そして、本件改正法附則二条の規定は、この法律の施行期日である平成一六年一月一日において、映画の著作物の著作権の存否を問題とするものである。本件改正法が同日午前零時から施行されて効力を有するとしても、著作権の存否を「年によって期間を定め」、「末日」の終了をもって満了することを前提とする限り、本件映画について、平成一六年一月一日まで著作権が存続していたということはない。

そもそも、本件改正法の附則中に、映画の著作物の著作権の存否を問題とするに当たって、一瞬を指す意味の「時間」の単位でとらえるべきであるとする文理上の手がかりはない。また、本件改正法が平成一六年一月一日午前零時の瞬間から施行されるとしても、「施行の際」との文言によつて、その施行の一瞬を切り取るべきものでもない。

なお、時間の概念として、前日の午後一二時と翌日の午前零時の指す時刻は同時であつて、同一時刻をそれぞれ両日のうちの一方の日からみた表現であるとしても、その時刻を平成一五年一月三十一日午後一二時ととらえれば本件映画の著作権は存しているということができて、この時刻を平成一六年一月一日午前零時ととらえる以上、本件映画の著作権は消滅したものといわざるを得ない。

このことは、法制一般について、「この法律は、平成一一年三月三十一日限り、その効力を失う。」と規定されている場合に、平成一一年三月三十一日午後一二時まで効力を有し、同年四月一日午前零時に効力を失うと解釈されていることから明らかである。

(参考九)

○内閣官房組織令の一部を改正する政令（令和四政八七）

附則第七項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「九十人」を「九十一人」に、「百二人」を「百三人」に改め、同項を附則第六項とする。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

※この政令による改正前の内閣官房組織令（昭三二政二一九）の規定

## 附 則

7 令和四年三月三十一日までの間における第八条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第三項中「九十人」とあるのは「百二人」と、同項ただし書中「二十二」とあるのは「三十四人」とする。

※読替え前の規定

(内閣参事官)

## 第八条

3 内閣参事官の定数は、併任の者を除き、九十人とする。ただし、そのうち二十二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参考一〇)

○法務省組織令の一部を改正する政令(平二七政一二五)

附則第三項中「一人は平成二十七年三月三十一日まで、他の二人は平成二十九年三月三十一日」を「二人は平成二十九年三月三十一日まで、他の一人は平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を削る。

## 附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

※この政令による改正前の法務省組織令（平一二政二四八）の規定

附 則

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

3 第十二条第一項の大臣官房に置かれる参事官（司法法制部に置かれるものを除き、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）のうち、一人は平成二十七年三月三十一日まで、他の二人は平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（民事局参事官の設置期間の特例）

4 第十二条第一項の民事局に置かれる参事官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（参考一一）

○法務省組織令の一部を改正する政令（平二七政一八三）

第二条第一項中「六局」を「七局」に、「「訟務局」を「入国管理局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

※この政令による改正前の法務省組織令（平一二政二四八）の規定  
（大臣官房及び局の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の六局を置く。

民事局

刑事局

矯正局

保護局

人権擁護局

入国管理局

〔令和五年度法令整備会議第一回 議題第一号関係議事要旨〕

行政組織の設置期限等を延長する場合の施行期日について

(担当 長谷参事官)

○ 議事要旨

1 行政組織の設置期限等の延長については、期限の末日の翌日の施行としても、期限の末日以前の施行としても、基本的には実体的な権利義務に影響するものではなく、また、直ちに実務上の課題を生じるものではないことについては、異論はなかった。

2 具体的に施行日をいつにするのかについては、期限の末日の翌日の施行としている例が多い一方で、期限の末日以前に施行しているものはその日に施行することが適当と考えられる個々の事情があることから、予算及び機構定員又は当該行政組織の根拠となる法律や計画等を踏まえつつケースバイケースで判断すべきではないかとの意見が多かった。

3 法律の有効期限を延長する改正法の施行日については、十分な議論の時間がなかったが、従前どおり、有効期限の末日以前の施行（公布日施行）とすることが適当であるとの意見が複数あった。

4 なお、資料で引用した最高裁判決については、著作権という実体的な権利の存続期間の問題であり、行政組織の設置根拠の問題とは区別して考えるべきではないか等の指摘があった。

準備行為と経過措置の関係について

（担当 中田参事官）

一 議題

1 法令の附則において施行日前における準備行為を可能とする規定（例えば、施行日前においても政省令の制定等のための審議会等への諮問を可能とする規定や、施行日前においても許認可等の申請を可能とする規定）を置く場合については、当該規定を経過措置の一種と捉えている例と、経過措置とは別のものと捉えている例の双方が見られる。近年（過去約一〇年間）においては、前者の例の方が多い。

2 準備行為を可能とする規定は、旧法令の効力を部分的に存続させたり、新法令の効力に暫定的な特例を設けたりする規定（典型的な経過措置）とは異なるが、①従来の法秩序から新たな法秩序への円滑な移行を可能にするための規定であるという点では典型的な経過措置と変わらないこと、②実質的に見て、新法令の一部の規定の施行を前倒ししているのと等しく、その意味において、新旧法令の適用関係を定めた規定であるとも理解し得ることから、一般に、準備行為も経過措置の一種と捉えることとしてはどうか。また、このように捉えた方が、法律の本則や附則で経過措置の制定を政令に委任する旨の規定を置いている場合に、当該規定を明文の根拠として政令で必要な準備行為を規定することが可能となり、

実際上も便宜ではないか。

## 二 資料

### 1 準備行為を可能とする規定の例

〔例1〕審議会等への諮問に係るもの

○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令二法七〇）

#### 附 則

（準備行為）

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の郵便法（同項において「新郵便法」という。）第七十条第三項第三号及び第四号の総務省令の制定のために、郵便法第七十三条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

### 2 （略）

〔例2〕他の機関との協議に係るもの

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令四法九四）

#### 附 則

（準備行為）

2 文部科学大臣は、改正後の第十六条の二第一項に規定する基本指針を定めるために、この法律の施行の日前においても、同条第三項及び改正後の第二十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、同項の政令で定める審議会等の意見を聴き、及び財務大臣に協議することができる。

〔例3〕許認可等の申請に係るもの

○電気通信事業法の一部を改正する法律（令四法七〇）

#### 附 則

（準備行為）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 基礎的電気通信役務支援機関は、施行日前においても、新法第一百六条第一項において準用する新法第八十条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算（新法第一百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る部分に限る。）について、同項の認可の申請をすることができる。

5 総務大臣は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第一百六条第一項において準用する新法第八十条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

〔例4〕届出に係るもの

○住宅宿泊事業法（平二九法六五）

附 則

（準備行為）

第二条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第三条第二項及び第三項の規定の例により、都道府県知事（第三項前段及び第四項の規定により保健所設置市等の長が第三項前段の公示をし、その日から起算して三十日を経過した場合における当該保健所設置市等の区域にあつては、その長）に届出をすることができ、この場合において、その届出をした者は、施行日において同条第一項の届出をしたものとみなす。

234 （略）

〔例5〕対象の指定に係るもの

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平三〇法一五）

附 則

（準備行為）

第二条 観光庁長官は、前条ただし書の政令で定める日前においても、この法律による改正後の外国

人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（次項及び附則第七条において「新法」という。）第八条第一項から第三項までの規定の例により、外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間を指定することができる。

2 前項の規定により指定された区間は、前条ただし書の政令で定める日において新法第八条第一項の規定により指定されたものとみなす。

〔例6〕 委員等の任命に係るもの

○行政不服審査法（平二六法六八）

附 則

（準備行為）

第二条 第六十九条第一項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

〔例7〕 事業等の実施に係るもの

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平一九法三〇）

附 則

（協会の準備行為に関する経過措置）

第十九条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）

は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、協会が管掌する船員保険の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

〔例8〕その他

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令三法三八）

附 則

（準備行為）

第二条 預金保険機構及び金融機関は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第十二条第二項に規定する電子情報処理組織の整備に必要な準備行為をすることができる。

2 準備行為を経過措置の一種と捉えている例

〔例1〕

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平三一法一六）

附 則

（準備行為）

第四条 第二十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

（政令への委任）

第八条 附則第三条及び第四条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

〔例2〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平二五法二七）

附 則

（準備行為）

第二条 行政機關の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

3 準備行為を経過措置とは別のものと捉えている例

〔例1〕

○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令元法六〇）

附 則

（準備行為）

第二条 財務大臣及び事業所管大臣は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二十七条の二第二項及び第二十八条の二第二項の規定の例により、関税・外国為替等審議会の意見を聴くことができる。

（政令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔例2〕

○国家公務員法等の一部を改正する法律（平二六法二二）

附 則

（準備行為）

第二条 内閣は、第一条の規定による改正後の国家公務員法（次条及び附則第七条第二項において「新国家公務員法」という。）第四十五条の二第一項から第三項まで、第六十一条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項から第四項まで並びに第七十条の五第二項の政令を定めようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「新一般職給与法」という。）第六条の二第一項の規定による定めをしようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

3 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八条第一項の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

(その他の経過措置)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

4 いずれとも解し得る例

[例1]

○食品表示法（平二五法七〇）

附 則

(準備行為)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めることができる。

2 前項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準は、この法律の施行の日において第四条第一項の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔例2〕

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令二法一六）

附 則

（準備行為）

第三条 農林水産大臣は、新法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針を作成するため、施行日前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めることができる。

2 農林水産大臣は、新法第十二条の三の三第一項に規定する飼養衛生管理指導等指針を策定するた  
め、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条第三項において「一部施行日」という。）前  
においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5 近年の立法例についての確認結果

平成二五年一月から令和五年七月までに公布された法律のうち、附則に準備行為規定と経過措置に係る政令委任規定の双方を持つものを対象として調査したところ、結果は次に掲げるとおりである。

- ① 準備行為を経過措置の一種と捉えているもの …… 一九件
- ② 準備行為を経過措置とは別のものと捉えているもの …… 八件

③ いずれとも解し得るもの

… 一二件

6 経過措置の意義についての一般的説明（傍線は提案者）

〔例1〕「新訂・ワークブック法制執務（第二版）」三一〇ページ

新たに法令を制定し、又は既存の法令を改廃する場合に、社会生活における従来の秩序が新しい秩序に円滑に移行するように配慮を加える必要が生ずる。例えば、従来の秩序をある程度容認するとか、新しい秩序の設定に暫定的な特例を設けるとかする経過的な措置を定めるのがそれであり、経過規定とは、このような措置をするための規定をいうのである。

経過規定の内容は、それぞれの法令の内容により異なってくることはもちろんであるが、総合的にいえば、①新旧法令の適用関係に関する規定、②従来の法令による行為の効力に関する規定、③従来の法令による文書、物件等の取扱いに関する規定、④従来における一定の状態を新規制定の法令が容認する場合の規定、⑤機関の新設・廃止の場合における当該機関や職員の措置に関する規定、⑥従来の法令に基づいて設立された法人等の解散、財産の処分、組織変更等に関する規定、⑦罰則の適用に関する経過的な取扱いに関する規定等がその主なものである。

〔例2〕「法令用語辞典（第11次改訂版）」一九六ページ

**経過規定** 法令が新たに規定され、又は既存の法令が改廃された場合に、一定の法律事実についての旧法又は新法の適用その他の経過的な措置を定める規定をいう。法は、社会生活の規範であり、人の

社会生活は、法により規律され、整序されて、一つの秩序を形成しているから……従来の秩序をある程度容認し、又は新しい秩序の採用に特例を定めて古い秩序が円滑に新しい秩序に移行するように配慮することが望ましい。経過規定は、この目的で置かれる。

経過規定の内容は、法令によって一様ではないが、通常置かれるものに、

- 1 従来の法令の効力に関する経過規定（例えば……）
- 2 従来の法令による行為の効力に関する規定（例えば……）
- 3 その他、従来の一定の状態を新しく制定した法令がある程度容認する場合の規定（例えば……）
- 4 国家機関の新設、廃止等の場合におけるその機関や職員の措置に関する規定
- 5 従来の法令に基づいて設立された法人その他の団体がある場合に、これらの法令が改廃されたときにこれらの団体の解散、財産の処分、新しい法令による団体への組織変更に関する規定等がある。

## 7 法令整備会議議事要旨（平一九・九・一〇）（法令整備会議関係資料集（四）二六四ページ）〔抜粋〕

### 一 議題

ある法律の施行に先立ち、特定の規定の内容とされている事項（例えば、国会同意、審議会への事前の諮問等）を実施しようとする場合の規定の方法には、次のようなものがあるがいずれが適当か。

- 1 当該特定の規定が他の未施行の規定を前提としても、当該特定の規定そのもの（又はその一部）を先に（例えば公布日に）施行する。（本則の先施行）

2 当該特定の規定の施行は法の施行日又は関連規定と同じ施行期日とし、附則において特定の規定の内容とされている事項について所要の規定を設け、先に（例えば公布日に）施行する。（附則での準備行為）

この場合の規定ぶりとして、次の（一）（二）の規定ぶりが考えられるがいずれを用いるべきか。

（一）準備行為の規定中で、「（特定）の規定の例により」等の表現を用いず、特定の行為を具体的に規定して、施行日前に当該行為ができることを規定する。

（二）準備行為の規定中で、施行日前においても、「（特定）の規定の例により」等の表現を用いて、特定の行為を具体的に規定せずに、当該特定の行為ができることを規定する。

## 二 議事要旨

### 1 及び 2 について

・ 一部だけ先施行とした場合は、前後の関連規定が施行されておらず、その点に違和感が残るのが、準備行為では、関連規定が施行されていないことを前提としているのが明確となっており、その違和感が少ないという意見があった。

・ これに対し、準備行為の場合も本則が施行されていない点で違和感が残るのは同じなのであるから、先施行のほうの規定が簡便で良いのではないかとの意見があった。

・ また、先施行は、新法のように先施行すべき規定が明確な場合は良いが、一部改正法のように溶け込んで条番号が変わり得るなど複雑な場合は準備行為のほうに分かりやすい等、新法・全部改正と一部改正で違うのではないかという意見があった。

## 2 (一) 及び (二) について

・ 「規定の例により」という言い方は、本則との関係を示す点でも、また、必要な行為を概括的に示す点でも、非常に便利な言葉で使いやすいのではないかという意見があった。

・ これに対し、「例により」という用語は、「従前の例により」「国税滞納処分例により」等、本来は規定単位で例をとる意味ではなく、制度全体を示し、その制度に関する規定によりという意味のほずで、正しい用法と言えないのではないかという意見があった。

決をとったところ、1のなるべく先施行を基本とすべきという者と、2(二)のなるべく準備行為として「規定の例により」とすべき者と、態度を保留した者がほぼ同数の結果となった。したがって、引き続き、ケースバイケースで対応することとなった。なお、2(一)とすべきとした者はいなかった。

## 8 法令整備会議議事要旨(昭六三・九・二一)(法令整備会議関係資料集(四)二三二ページ)〔抜粋〕

### 一 議題

ある法律の施行に先立ち、特定の規定の内容とされている事項(例えば、審議会への事前の諮問等)を実施しようとする場合の規定の方法には次のような例があるがいずれが適当か。

(イ) 当該特定の規定が他の未施行の規定を前提としても、当該特定の規定そのものを先に施行する。

(ロ) 当該特定の規定の施行は法の施行日とし、附則において特定の規定の内容とされている事項について所要の規定を設ける。

## 二 議事要旨

提案者より、資料の「畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律（昭五〇法二一六）」や「電波法の一部を改正する法律（昭六一法三五）」の例のように、ケースによっては他の方式をとり得ない場合があり、すべてのケースについて一律に結論を出すことはできないが、いずれの方式もとり得るような場合にはどのように考えるべきか、との補足説明があった後討議に入った。

（イ）の方式については、先行して施行する条項自身が未施行の規定を前提としている点でいやらしさがあるが、簡明さ、分かりやすさ等の点で優れているとする意見があった。

（ロ）の方式については、「この法律の施行前においても………することができ。」と規定する場合の「できる」の意味がいろいろのニュアンスがありすぎて不明確であるとする意見が多く出された。この点については、「………するものとする。」と規定してはどうか、とする意見があった。

結論的には、いずれの方式をもとり得る場合には、（イ）の方式によることとする方が素直ではないか、とする意見が大勢であった。

なお、資料の「許可・認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律（昭六〇法一〇二）」の例のように、既存の条項に依拠して「〇〇条の規定の例による。」と規定し得るような場合には、「………できる。」と規定する方式の欠点が解消されるので同例の方式によることが適当であるとする意見があった。

## 9 経過措置に係る委任規定を根拠に政令で準備行為を定めている例

〔例1〕

○土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平二八政七四）

内閣は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項及び第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十五号を第二十六号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の土壤汚染対策法施行令第一条第三号に掲げる物質により汚染された土壤の処理に係る土壤汚染対策法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行うことができる。

○土壤汚染対策法（平一四法五三）

(経過措置)

第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

〔例2〕

○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令四政三四三）

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十八条及び第百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「掲げる総務省令」の下に「（第九号に掲げる総務省令を除き、それぞれ回線非設置電気通信事業（電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。以下この条において同じ。）に関し定められるものに限る。）」を加え、同項第四号中「であつて、電気通信事業に関し定められるもの」を削り、同号を同項第十号とし、同項第三号を同項第九号とし、同項第二号中「であつて、電気通信事業に関し定められるもの」を削り、同号を同項第八号とし、同項第一号中「であつて、電気通信事業（電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）に関し定められるもの」を削り、同号を同項第七号とし、

同号の前に次の六号を加える。

- 一 法第二十七条の五の総務省令
  - 二 法第二十七条の六第一項の総務省令
  - 三 法第二十七条の八第一項の総務省令
  - 四 法第二十七条の九第一項の総務省令
  - 五 法第二十七条の十の総務省令
  - 六 法第二十七条の十二の総務省令
- 第十一条第一項に次の一号を加える。
- 十一 法第六十四条第二項第四号及び第五号の総務省令

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 総務大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の第十一条第一項第一号から第六号まで及び第十一号に掲げる総務省令を定めるため、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と必要な協議を行うことができる。

○電気通信事業法（昭五九法八六）

（協議等）

第六十八條 この法律の規定により、電気通信事業（電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）、媒介等業務受託者又は端末機器に関し、総務大臣が総務省令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は総務大臣に対し電気通信事業に関する届出（政令で定めるものに限る。）があつた場合における必要な関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

（経過措置）

第七十五條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

〔令和五年度法令整備会議第一回 議題第二号関係議事要旨〕

準備行為と経過措置の関係について

(担当 中田参事官)

○ 議事要旨

1 複数の出席者から、提案者の整理（経過措置には広義のものと狭義のものがあり、準備行為は広義の経過措置に含まれる。）に基本的に賛同する旨の意見があった。

2 その一方、準備行為の中には、許認可に係る準備行為のように、明確な法的効果を持ち、（狭義の）経過措置に近いものから、他省庁との協議に係る準備行為のように、事実行為に近く、確認的に置かれていると考えられるものまで、様々なものがあることから、一律に経過措置に含めて考えるのではなく、個別的な検討が必要であるとの意見があった。

同一法令内の読替え準用における準用される条項よりも後の条項で置かれた定義・略称の取扱いについて

(担当 高鹿参事官)

一 議題

同一法令内では定義・略称を置いた条項の前の条項で当該定義・略称を使用することはできないが、同一法令内で読替え準用を行う場合、準用される条項(左の【検討対象の例】の第A条)よりも後であり、かつ、読替え準用を定めた条項(同第C条)より前の条項(同第B条)で定義・略称が置かれているときに、読替え後において定義・略称をそのまま使用している例と、読替え後において改めて定義・略称を置き直している例がそれぞれ存在しているところ、いずれかに統一すべきではないか。

【検討対象の例】(規定順は第A条↓第B条↓第C条)

第A条..準用される規定

←

第B条..定義・略称を置いた規定

←

第C条..第A条の読替え準用を定めた規定

## 二 資料

(読替え後において定義・略称をそのまま使用している例)

○医療法(昭二三法二〇五)

第三十条の十三 (略)

2 (略)

3| 都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

4・5 (略)

6| 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

3 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

第五十八条の二 (略)

2・3 (略)

4 吸収合併は、都道府県知事（吸収合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 (略)

第五十九条 二以上の医療法人が新設合併（二以上の医療法人がする合併であつて、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併により設立する医療法人に承継させるものをいう。以下この目において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 新設合併により設立する医療法人（以下この目において「新設合併設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三・四 (略)

第五十九条の二 第五十八条の二から第五十八条の四までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第五十八条の二第一項及び第三項中「吸収合併契約」とあるのは「新

「設合併契約」と、同条第四項中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人」と読み替えるものとする。

○自然公園法（昭三二法一六一）

（国立公園における協議会）

第十六条の二（略）

2（略）

3| 当該国立公園の区域内において国立公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該国立公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村又は都道府県に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4（略）

5| 当該利用拠点区域内において国立公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6～9（略）

（協議会）

第四十二条の二（略）

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 (略)

二 当該国立公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

三・四 (略)

3 第十六条の二第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「国立公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該国立公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第四十条の二第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において国立公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該国立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第四十二条の二第二項第三号」と読み替えるものとする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二法一六六）

（核物質防護規定）

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 | 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 | 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

(外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可)

第二十三条の二 試験研究用等原子炉を設置した船舶（以下「原子力船」という。）で日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（前条第一項の許可を受けた者（以下「試験研究用等原子炉設置者」という。）を除く。）が所有するもの（軍艦を除く。以下「外国原子力船」という。）を本邦の水域に立ち入らせようとする者は、政令で定めるところにより、当該外国原子力船の立入りに伴い試験研究用等原子炉を本邦内において保持することについて、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 (略)

(核物質防護規定)

第四十三条の二 (略)

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と読み替えるものとする。

○電気事業法（昭三九法一七〇）

(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2・3 (略)

(変更登録等)

第二十七条の十九 第二十七条の十五の登録を受けた特定送配電事業者（以下「登録特定送配電事業者」という。）は、第二十七条の十六第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・5 (略)

(準用)

第二十七条の二十六 (略)

2 (略)

3 第二条の十三、第二条の十四及び第二条の十七第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に準用する。

この場合において、第二条の十三第一項中「小売電気事業者及び小売電気事業者」とあるのは「登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者」と、同条、第二条の十四及び第二条の十七第二項中「小売電気事業者等」とあるのは「登録特定送配電事業者等」と読み替えるものとする。

(読替え後において改めて定義・略称を置き直している例)

○金融商品取引法(昭二三法二五)

(訂正届出書の自発的提出)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる  
日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他  
公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があ  
るときは、届出者(会社の成立後は、その会社。以下同じ。)は、訂正届出書を内閣総理大臣に提出し  
なければならぬ。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とす  
るものがあると認めたとときも、同様とする。

25 (略)

(自己株券買付状況報告書の提出)

第二十四条の六 (略)

2 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は前項に規定する報告書(以下「自己株券買付  
状況報告書」という。)について、第二十二條の規定は自己株券買付状況報告書のうちに重要な事項に

ついて虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「自己株券買付状況報告書（第二十条の六第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した発行者のその提出の時における役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

○建物の区分所有等に関する法律（昭三七法六九）

（先取特権）

第七条 区分所有者は、共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して有する債権又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して有する債権について、債務者の区分所有権（共用部分に関する権利及び敷地利用権を含む。）及び建物に備え付けた動産の上に先取特権を有する。管理者又は管理組合法人がその職務又は業務を行うにつき区分所有者に対して有する債権についても、同様とする。

2・3 （略）

（規約及び集会の決議の効力）

第四十六条 （略）

2 占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、区分所有者が規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

（解散）

第五十五条 管理組合法人は、次の事由によつて解散する。

一 （略）

二 建物の専有部分がなくなつたこと。

三 （略）

2 （略）

(団地建物所有者の団体)

第六十五条 一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）がそれらの建物の所有者（専有部分のある建物にあつては、区分所有者）の共有に属する場合には、それらの所有者（以下「団地建物所有者」という。）は、全員で、その団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

(建物の区分所有に関する規定の準用)

第六十六条 第七條、第八條、第十七條から第十九條まで、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項及び第三項から第五項まで、第三十一條第一項並びに第三十三條から第五十六條の七までの規定は、前條の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第五十五條第一項第一号を除く。）中「区分所有者」とあるのは「第六十五條に規定する団地建物所有者」と、「管理組合法人」とあるのは「団地管理組合法人」と、第七條第一項中「共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設」とあるのは「第六十五條に規定する場合における当該土地若しくは附属施設（以下「土地等」という。）」と、「区分所有権」とあるのは「土地等に関する権利、建物又は区分所有権」と、第十七條、第十八條第一項及び第四項並びに第十九條中「共用部分」とあり、第二十六條第一項中「共用部分並びに第二十一條に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設」とあり、並びに第二十九條第一項中「建物並びにその敷地及び附属施設」とあるのは「土地等並びに第六十八條の規定による規約により管理すべきものと定められた同條第一項第一号に掲げる土地及び附属施設並び

に同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第十七条第二項、第三十五条第二項及び第三項、第四十条並びに第四十四条第一項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、第二十九条第一項、第三十八条、第五十三条第一項及び第五十六条中「第十四条に定める」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の」と、第三十条第一項及び第四十六条第二項中「建物又はその敷地若しくは附属施設」とあるのは「土地等又は第六十八条第一項各号に掲げる物」と、第三十条第三項中「専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設（建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。）」とあるのは「建物若しくは専有部分若しくは土地等（土地等に関する権利を含む。）」又は第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地若しくは附属施設（これらに関する権利を含む。）」若しくは同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第三十三条第三項、第三十五条第四項及び第四十四条第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と、第三十五条第五項中「第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「第六十九条第一項又は第七十条第一項」と、第四十六条第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で第六十五条に規定する団地建物所有者でないもの」と、第四十七条第一項中「第三条」とあるのは「第六十五条」と、第五十五条第一項第一号中「建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」と、同項第二号中「建物の専有部分が」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」が第六十五条に規定する団地建物所有者の共有で」と読み替えるものとする。

(参考) 規定順が第A条↓第C条↓第B条で、読替え後に於いて改めて定義・略称を置き直している例

○金融商品取引法(昭二三法二五)

(法定脱退)

第九十五条 前条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一(三) (略)

(会員金融商品取引所の取引参加者)

第一百十二条 (略)

2 (略)

3 第九十四条及び第九十五条の規定は、前二項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。

この場合において、第九十四条中「金融商品会員制法人」とあるのは「会員金融商品取引所」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第九十五条中「次に掲げる事由」とあるのは「次に掲げる事由(第一百五十一条に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。)」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「第一百十二条第一項各号に掲げる者」と、同条第三号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

(報告の徴取及び検査)

第一百五十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、金融商品取引所、その子会社、その商品取引参加者(第一百十二条第二項又は第一百十三条第二項の規定により取

引資格を与えられた者をいう。以下同じ。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該金融商品取引所、当該子会社若しくは当該商品取引参加者の業務(当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。)若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引所、当該子会社、当該商品取引参加者若しくは当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者の業務(当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。)若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

〔令和五年度法令整備会議第一回 議題第三号関係議事要旨〕

同一法令内の読替え準用における準用される条項よりも後の条項で置かれた定義・略称について

(担当 高鹿参事官)

○ 議事要旨

提案者より、令和元年以降の傾向をみると、読替え後において改めて定義・略称を置き直す改正で一されつつあるが、同一法令内に既に読替え後において定義・略称をそのまま使用している規定がある場合の取扱いをどのように考えるべきかについても併せて議論いただきたいとの補足説明の後、討議に入った。

別法の条項を準用する場合は、当該条項を基準に読替えを行うことが例規に定められており、その考え方を敷衍すると、同一法令内においても準用される規定（第A条）を基準に読替えを行うことが適当であり、改めて定義・略称を置き直すべきであるとの意見があり、これに対しては、そもそも「準用」は、類似する事象について一々規定を書き下ろすことが複雑になり、それを避けるために第A条を借りてくるものという考え方からすれば、読替え準用を定める規定（第C条）を基準とすることは自然であり、定義・略称をそのまま使用しても違和感はないとの意見もあったが、新たに規定を置く場合には原則として当該傾向を踏まえることに特段の異論はなかった。

また、同一法令内に既に読替え後において定義・略称をそのまま使用している規定がある場合の取扱

いについては、既存の規定についても実質改正がある場合には新しい用例に揃えていく方向で改正を行うべきとする意見、当該法令全体をみて個別に改正の必要性等を判断してもいいのではないかという意見等があった。

別表の改正において、別表第一の字句等の改正、別表第二の削除及び別表第一を別表とする改正を行う場合の改正の順序について(別表第一を別表とする標記部分の改正の性格をどのように考えるべきかについて)

(担当 大野参事官)

一 議題

1 別表の改正において、(a)別表第一の字句等の改正、(b)別表第二(あるいは別表第二以下の全ての別表)の削除、(c)別表第一を別表とする改正の三つの改正を行う場合において、(a) (c)をどのような順序で並べることとすべきか。

2 この点について、過去の用例を見ると、次のように三つの類型に整理することができた(例の数は、昭和二二年五月から本年までの法律及び政令における用例の数)。

① (a)↓(b)↓(c)の順序としているもの 二例

〔例〕

○貿易保険法施行令の一部を改正する政令(昭六三政五四)

別表第一第一号中(四)を削り、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を

(六)とし、(八)を(七)とする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

② (b)↓(a)↓(c)の順序としているもの 三例

[例]

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(平三一政二)

別表第二を削る。

別表第一中「第七条関係」を「第三条関係」に改め、同表を別表とする。

③ (a)↓(c)↓(b)の順序としているもの 四例

[例]

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を

改正する政令(平一八政二九一)

別表第一中「(略)」を「(略)」に改め、同表を別表とする。

別表第二から別表第四までを削る。

3 2の①～③の三類型とも、共に別表第一に対する改正を行っている(a)と(c)の前後関係については、(a)が先で(c)が後となっており(当該別表内の字句を改めてから、当該別表の標記部分を変更している。)、違いは(b)、すなわち別表第二(あるいは別表第二以下の全ての別表)の削除をどの順で行うか

によつて生じている。そして、5で述べるとおり、別表となるのが別表第一ではなく別表第二である場合には、三つの改正の順序にこのような多様性がないことを踏まえると、本件における多様性（(b)の位置の違い）の原因は、(c)別表第一を別表とする改正（標記部分の改正）がどのような性格の改正であるのかについての捉え方の違いを反映しているものと思われる。

具体的には、(c)別表第一を別表とする改正（標記部分の改正）について、別表第一を繰り上げているようなもの（条項の移動と同様の性格）であると捉えるのであれば、通常の条項移動と当該条項移動に当たり支障となる条項の削除との前後関係（当該条項移動に当たり支障となる条項の削除を済ませた後に、当該条項移動を行う。）と同様に、先に(b)別表第二（あるいは別表第二以下の全ての別表）の削除を済ませた後に、(c)別表第一を別表とする改正（標記部分の改正）を行うこととなる（つまり、(b)が(c)よりも前に置かれている①又は②の順となる）と考えられる。その上で、(a)別表第一の字句等の改正の位置については、通常の条項の改正であれば、共に別表第一の改正である(a)と(c)が連続して行われることから、これにならえば、(b)↓(a)↓(c)の順（②の順）となるものと考えられる。他方、例えば、二の1の「例2」のように、(a)別表第一の字句等の改正としての改め文が複数の文により構成されるため、(b)↓(a)↓(c)の順（②の順）とすれば、(c)別表第一を別表とする改正（標記部分の改正）が「同表」を別表とする」となるところ、当該「同表」が字句等の改正後の別表第一全体を指すのかどうか（移動対象となる条項の特定）について疑義が生ずる表現となることを避けたいと考えるような場合には、(a)↓(b)↓(c)の順（①の順）となるものと考えられる。

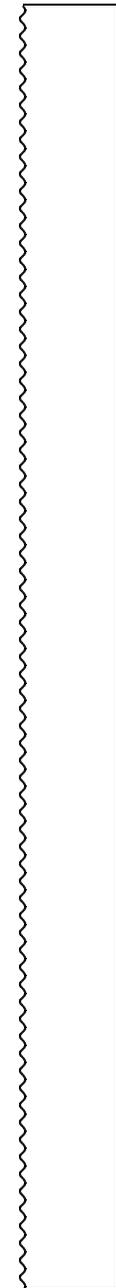
これに対して、(c)別表第一を別表とする改正（標記部分の改正）について、繰上げ（移動）のような

ものではなく、（別表第二以下が削除されることが、標記部分の改正を行うこととなった理由ではあるものの）標記部分の標記形式を単に変更しているだけであるので、別表第一を別表とするに当たり、別表第二の存在が支障となるわけではないと捉えるのであれば、冒頭から順に改正を行っていくという原則に従い、別表第一についての改正である(a)↓(c)を済ませた後に、別表第二（あるいは別表第二以下の全ての別表）についての改正である(b)を行う順序、つまり(a)↓(c)↓(b)の順（③の順）となるものと考えられる。

4 参考として、「新訂 ワークブック法制執務（第2版）」（五九四ページ）においては、「別表第一及び別表第二を改めて、別表とする場合」には次の改正方式によることとされている。

「別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表（第〇条関係）



なお、本問には、「これは、別表が条に準じた扱いをされていることを示すものといえよう」との説  
明が付されている。

また、(a)別表第一の字句等の改正がなく、(b)別表第二（あるいは別表第二以下の全ての別表）の削除と(c)別表第一を別表とする改正の二つの改正のみを行う場合について過去の用例を見ると、用例は一例あったが、それらは全て(b)↓(c)の順であった。

〔例〕

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭六〇法一〇五）

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

○公文書等の管理に関する法律施行令（平二二政二五〇）

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

こうしたワークブックの記載や(b)と(c)の改正のみを行う用例を見ると、いずれも(c)別表第一を別表とする改正の前に、(b)別表第二（あるいは別表第二以下の全ての別表）の削除を行っていることから、別表第一を別表とする標記部分の改正は、条の移動と同様の性格のものであると捉えるべきであるのかもしれない（つまり、2の①又は②の考え方と整合的であるかもしれない）。

ただ、別表第一を別表とする改正とは反対に、別表を別表第一とする標記部分の改正を念頭に置いた場合には、これを条の移動に近い性格のものと感じることは少なく、標記形式の単純な変更のように感じることが多いのではないかとも思われる。そして、必ずしも「移動」ではないと考えるのであれば、冒頭から順に改正を行っていくという原則を重視する2の③の考え方も採られるのではないかと思われる。

5 なお、別表となるのが別表第一ではなく別表第二である場合、すなわち、(d)別表第二の字句等の改正、(e)別表第一の削除、(f)別表第二を別表とする改正の三つの改正を行う場合について過去の用例を見ると、用例は次の三例があったが、いずれも(e)↓(d)↓(f)の順となっていた。

〔例〕

○航空法関係手数料令（平九政二八四）

別表第一を削る。

別表第二中「第七条の二」を「第七条」に改め、同表を別表とする。

○公職選挙法の一部を改正する法律（平六法二）

別表第一を削る。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十四条関係）」に改め、同表を別表とする。

○測量法施行令の一部を改正する政令（昭三六政三三四）

別表第一及び別表第二を削り、別表第三中「複製に必要な材料の実費」を「複製に要する実費」に改め、同表を別表とする。

これは、(d)別表第二の字句等の改正と(f)別表第二を別表とする改正は、一般的に(d)↓(f)の順で改めることとされているところ、(f)別表第二を別表とする改正は表番号の繰上げに相当するものであると捉えられ、（条の移動に相当するものであることについて疑問が生じないため）(f)よりも前に、(e)別表第一（あるいは別表第二以下の全ての別表）の削除を済ませるといふ考え方をとったのではないかと思料され、考え方としては2の②に類似していると考えられる。

6 また、(c)別表第一を別表とする改正（標記部分の改正）は、「第一条の見出し及び条名を削る改正」と性格が近いと考えられるところ、(g)第一条の字句の改正、(h)第二条の削除、(i)第一条の見出し及び条

名を削る改正（すなわち、第一条を本則とする標記部分の改正）の三つの改正を行っている場合について過去の用例を見ると、次の二つの類型に整理することができ、(g)↓(h)↓(i)の順序としているもの（②の①に類似していると考えられるもの）は見られなかった（例の数は、昭和二二年五月から本年までの法律及び政令における用例の数）。

- ④ (h)↓(g)↓(i)の順序としているもの（②の②に類似していると考えられるもの） 一二例

〔例〕

○身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭五九 政二八八）

第二条を削る。

第一条中「行なう」を「行う」に、「行なわれ」を「行われ」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二号中「肢し体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設」を「身体障害者更生施設（同法別表第五号に規定する障害のある者を入所させるものを除く。）」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

- ⑤ (g)↓(i)↓(h)の順序としているもの（②の③に類似していると考えられるもの） 二例

〔例〕

○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（平二四政六二）

第一条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、「（以下「法」という。）」

を削り、同条の見出し及び条名を削る。  
第二条を削る。

## 二 資料

- 1 ① (a)↓(b)↓(c)の順序としているものの例

〔例1〕

○貿易保険法施行令の一部を改正する政令（昭六三政五四）

別表第一第一号中（四）を削り、（五）を（四）とし、（六）を（五）とし、（七）を（六）とし、（八）を（七）とする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

〔例2〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令五法四八）

別表第一の一の項中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務」を加え、同表の二の項の次に次のように加える。

（次のよう略）

別表第一の五の項の次に次のように加える。

(次のよう略)

別表第一の八の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「指定医の指定」を加え、同表の十一の項の次に次のように加える。

(次のよう略)

別表第一の十四の項の次に次のように加える。

(次のよう略)

別表第一の十九の項の次に次のように加える。

(中略)

別表第一の百三十一の項中「支給」の下に「指定医の指定」を加える。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

2

②

(b)↓(a)↓(c)の順序としているものの例

〔例3〕

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(平三一政二)

別表第二を削る。

別表第一中「第七条関係」を「第三条関係」に改め、同表を別表とする。

〔例4〕

○家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令（平九政三〇九）

別表第二を削る。

別表第一第一号（一）中「、ポリアルキレンパラオキシベンゾエート系合成繊維」を削り、同号（二）中「糸を」の下に「製品の全部又は一部に」を加え、「メリヤス生地」を「ニット生地」に改め、同号（二の二）を削り、同号（三）中「糸を」の下に「製品の全部又は一部に」を加え、「メリヤス生地若しくは」を「ニット生地又は」に、「又は（二の二）に掲げるふとんわたを」を「を製品の全部又は一部に」に改め、同号（三）5を次のように改める。

5 プルオーバー、カーディガンその他のセーター

別表第一第一号（三）13及び14を次のように・・・

（中略）

別表第一第四号（四）を削り、同号（五）中「けんま材」を「研磨材」に、「洗たく用」を「洗濯用」に改め、同号（五）を同号（四）とし、同号中（六）を（五）とし、（七）を削り、同号（八）中「フォームマットレス」を「ウレタンフォームマットレス」に改め、「フォームラバー又はウレタンフォームを使用したものであつて、フォームラバー又は」を削り、同号（八）を同号（六）とし、同号（九）中「くつ」を「靴」に改め、同号（九）を同号（七）とし、同号（十）を同号（八）とし、同号（十一）中「卓子」を「テーブル」に改め、同号（十一）を同号（九）とし、同号（十二）中「腰掛」を「腰掛け」に改め、同号

③

(a)↓(c)↓(b)の順序としているものの例

〔例6〕

(十二)を同号(十)とし、同号中(十三)を(十一)とし、(十四)を(十二)とし、(十五)を削り、(十六)を(十三)とし、(十七)を(十四)とし、同号(十八)中「京花紙、ちり紙」を削り、同号(十八)を同号(十五)とし、同号中(十九)を(十六)とし、(二十)を(十七)とし、(二十一)を(十八)とし、(二十二)を(十九)とし、(二十三)を(二十)とし、(二十四)を(二十一)とし、(二十五)を(二十二)とし、(二十六)を(二十三)とし、(二十七)を(二十四)とし、同号(二十八)中「十五リットル」を「十リットル」に改め、同号(二十八)を同号(二十五)とし、同号中(二十九)を(二十六)とし、(三十)を(二十七)とし、(三十一)を(二十八)とし、同号(三十二)中「みがき剤」を「磨き剤」に、「けんま材」を「研磨材」に改め、同号(三十二)を同号(二十九)とし、同表を別表とする。

〔例5〕

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(平六政四〇七)

別表第二を削り、別表第一に次のように加え、同表を別表とする。

(次のよう略)

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平一八政二九一）

別表第一中「（略）」を「（略）」に改め、同表を別表とする。

別表第二から別表第四までを削る。

〔例7〕

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平一九政三九）

別表一中「第十二条、第十七条、第十九条」を「第六条、第十七条、第二十条」に改め、同表を別表とする。

別表二を削る。

〔例8〕

○国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭四一法六七）

別表第一身体障害の欄中「そしやく」を「咀嚼<sup>そしやく</sup>」に、・・・（中略）・・・に改め、同項身体障害の欄中第一〇号を第一三号とし、第九号を第一二号とし、第八号を第一一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 一 上肢しに仮関節を残し、著しい障害を残すもの

一〇 一下肢しに仮関節を残し、著しい障害を残すもの

別表第一第七級の項身体障害の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を

第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表第一第八級の項身体障害の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第一二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の備考第一号中「きよう正視力」を「矯正視力」に改め、同表を別表とする。  
別表第二を削る。

〔例9〕

○港湾法施行令等の一部を改正する政令（昭四八政二〇四）

別表第一室蘭の項を削り、同表苫小牧の項中「(略)」を「(略)」に改め、同表塩釜の項を削り、同表小名浜の項中「(略)」を「(略)」に改め、同表鹿島の項、千葉の項、木更津の項及び川崎の項を削り、同表横浜の項中「(略)」を「(略)」に改め、同表新潟の項中「(略)」を「(略)」に改め、同表名古屋の項を削り、同表四日市の項中「(略)」を「(略)」に改め、同表堺の項を削り、同表大阪の項中「(略)」を「(略)」に改め、同表尼ヶ崎の項を削り、同表神戸の項を次のように改める。

（次のよう略）

別表第一東播磨の項を削り、同表姫路の項を次のように改める。

（次のよう略）

4

(b)と(c)の改正のみを行うものの例

〔例10〕

別表第一和歌山下津の項、水島の項及び福山の項を削り、同表下関の項中「(略)」を「(略)」に改め、同表松山の項を削り、同表北九州の項中「(略)」を「(略)」に改め、同表を別表とし、別表第二を削る。

○国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭五四政三一三）

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

〔例11〕

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭六〇法一〇五）

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

〔例12〕

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭六〇法一〇八）

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

〔例13〕

○地域雇用開発等促進法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭六二法一一四）

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

〔例14〕

○介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平一一平二六二）

別表第二及び別表第三を削り、別表第一を別表とする。

〔例15〕

○特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平一五政三九八）

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

〔例16〕

○国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平一五政四八三）

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

〔例17〕

○地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平一六政九〇）

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

〔例18〕

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平一八政三一五）

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

〔例 19〕

○公文書等の管理に関する法律施行令（平二二政二五〇）

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

〔例 20〕

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平二四法

六三）

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

5

④

(h)↓(g)↓(i)の順序としているもの（2の②に類似していると考えられるもの）の例

〔例 21〕

○身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭五九

政二八八）

第二条を削る。

第一条中「行なう」を「行う」に、「行なわれ」を「行われ」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二号中「肢し体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設」を「身体障害者更生施設（同法別表第五号に規定する障害のある者を入所させるものを除く。）」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

〔例 22〕

○農林漁業組合連合会整備促進法施行令の一部を改正する政令（昭四一政二一六）  
第二条から第六条までを削り、第一条中「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例23〕

○銀行法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭五七政四八）  
第二条から第四条までを削り、第一条中「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例24〕

○高圧ガス保安法施行令（平九政二〇）  
第二条から第七条までを削る。

第一条中「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例25〕

○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平一一政三一二）  
第二条を削る。

第一条中「（以下「整備法」という。）」を削り、同条第一号中「規定する卸売市場」の下に「（花きの卸売のために開設されるものを除く。）」を加え、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十条」の下に「（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係

るものを除く。」を加え、同号を同条第四号とし、同条第六号及び第七号を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例 26〕

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う運輸省関係政令の整備等に関する政令（平一一政三三六）

第二条を削り、第一条中「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例 27〕

○中央省庁等改革のための厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平一二政三〇九）

第二条を削り、第一条中「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例 28〕

○国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平一七政一〇六）

第二条から第五条まで及び別表を削り、第一条中「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例 29〕

○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平一七政一一八）

附則第二条から第二十二條までを削る。

附則第一条中「、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十二條までの規定は」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例 30〕

○会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備等に関する政令（平一八政一七四）

附則第二条を削り、附則第一条中「。以下「改正法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例 31〕

○日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二〇政三〇七）

第二条を削り、第一条中「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

〔例 32〕

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平三一政二）

第二条及び第三条を削る。

第一条中「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

6

⑤ (g) ↓ (i) ↓ (h) の順序としているもの（2の③に類似していると考えられるもの）の例

〔例33〕

○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（平二四政六二）

第一条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

〔例34〕

○海外移住事業団法（昭三八法一二四）

第一条中「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に、「連合会」を「事業団」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

〔令和五年度法令整備会議第二回 議題第一号関係議事要旨〕

別表の改正において、別表第一の字句等の改正、別表第二の削除及び別表第一を別表とする改正を行う場合の改正の順序について（別表第一を別表とする標記部分の改正の性格をどのように考えるべきかについて）

（担当 大野参事官）

○ 議事要旨

- 1 (b)別表第二（あるいは別表第二以下の全ての別表）の削除と(c)別表第一を別表とする改正の前後関係については、(b)を先に行わなければ「別表」と「別表第二」が同時に並列するかのうように見えてしまいうこと、(b)を先に行わなければ「別表第一」を「別表」とする理由が分からないこと、条項の移動等の際にはその支障となるものの移動等を先に行った上で行うという考え方との整合性をとるべきであること、(a)（別表第一の字句等の改正）が行われない場合（(b)と(c)のみが行われる場合）の用例においては全て(b)↓(c)の順で行われていること等の理由から、(b)を(c)よりも先に行うべきである（2の③の順はとるべきではない）という意見が多数であった。一方、別表の改正であるため、過去の用例が九件程度しかなく、このうち四例は2の③の順をとっていることを踏まえると、ケース・バイ・ケースで分かりやすい順序を選択すればよいのではないかという意見もあったことから、明確な結論は得られなかった。
- 2 (a)別表第一の字句等の改正と(b)別表第二（あるいは別表第二以下の全ての別表）の削除の前後関係に

については、条項の改正であれば第二条（項）を先に削除した上で第一条（項）の字句の改正と移動を行うことが通例であること、(a)↓(b)↓(c)の順とすれば別表第一の改正が(a)と(c)に分かれてしまうため同一の条項を二度触るようになってしまうこと等の理由から、(b)を(a)よりも先に行うべきである（2の②の順をとるべきである）という意見があった。一方、二の1の「例2」のように(a)の分量が大きい場合には、(b)↓(a)↓(c)の順（2の②の順）とすれば、(c)の改正を表現する「・・・、同表を別表とする。」の「同表」の指すものが別表第一全体であることが分かりにくくなることや、(b)と(c)の距離が相当に離れてしまうため(b)が原因で(c)を行うことが分かりにくくなることは理解できるので、（通常は(b)を(a)よりも先に行うこととしつつ）そうした事情がある場合には(a)↓(b)↓(c)の順（2の①の順）としてよいのではないかという意見もあったことから、明確な結論は得られなかった。

一定期間のみ適用する法令の別表を新設する場合の改正方法について

（担当 高橋参事官）

一 議題

1 法令の別表を改正する場合には、一部改正法令において改正の対象となる別表に代わる新たな別表を規定し適用することとされている。また、法令の別表を改正し新たな別表を遡及適用する場合にも、同様に、一部改正法令において改正の対象となる別表に代わる新たな別表を規定し、当該一部改正法令の附則において当該新たな別表の施行日を規定し、遡及適用することとされている（二 資料 1 参照）。

（注）別表を改正する場合には、改め文等によることもあるが、今回は、別表全部を置き換える方法を念頭に検討することとする。

2 現行法令において適用されている別表に代わり一定期間のみ適用する別表を新たに設ける必要がある場合（当該一定期間を除く期間は現行の別表を引き続き適用することとする。）、次のいずれの方法をとることが適当か。

イ 現行法令の別表の次に新たな別表を加える（例えば、「別表第一の次に次の一表を加える。」として別表第一の二を新たに設け、別表第一の二を一定期間のみ適用する。）。

## 二 資料

- ロ 一定期間のみ適用する別表を一部改正法令の附則別表として規定する。
- ハ 一定期間のみ適用する別表を原始附則の附則別表として規定する。
- ニ その他の方法による。

### 1 別表を改正して新たな別表を遡及適用する例

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（令四政二八一）（抜粋）

別表第一の一 大使館の表及び二 総領事館の表を次のように改める。

（別表略）

### 附 則

この政令は、公布の日から施行し（担当注…八月三一日）、この政令による改正後の別表第一の規定は、令和四年八月一日から適用する。

（注）在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令は、別表第一に在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当を在外公館の種類、所在国・所在地、号の別に、別表第二に住居手当の限度額を在外公館の種類、所在国・所在地、号の別に、それぞれ定めている。

## 2 原始附則と一部改正法令の附則の関係

○新訂ワークブック法制執務（第2版）三六三ページ

問 137 一部改正法により改正される法律は、どのようにして改正されたことになるのか。この場合、改正される法律の附則と一部改正法自体の附則とは、どのような関係になるのか。

答 我が国においては、従来から、既存の法令の一部を改正する法令は、それ自体独立した法令ではあるが、これが施行されたときには、一部改正法令の本則で規定している元の法令を改正する具体的内容は、元の法令の中に溶け込んでしまい、その附則だけが意味のあるものとして残るという取扱いである。（略）

このように、一部改正法令の本則は、施行と同時に使命を果たし、存在価値を失うのであるが、当該一部改正法令の附則は、そこに規定されている施行期日とか、経過措置とかに関する規定がそのままの形で存続し、存続する意義もあるわけである。そこで、一部改正法令の附則は元の法令の附則とは異なる別法令の附則であるけれども、一部改正法令の本則による改正が元の法令の中身として溶け込んでしまっているので、法令集においては、一部改正法令の附則を、元の法令の附則の後に、法令番号を括弧書きすることにより、その附則がどの一部改正法の附則であるかを明らかにした上、順次付け加えることとされている。

## 3 一部改正法令の附則の別表

○新訂ワークブック法制執務（第2版）六〇一ページ

問 246 一部改正法の附則の別表は、どのような場合に用いられるのか。また、その表は、どのようなに呼ぶのか。

答 一部改正法の附則には、当該一部改正法の施行に伴う経過措置が規定されるが、その経過措置の内容によっては、表を用いて表現せざるを得ないものがあり、また、その表も大部のものであるため、附則の条項中に置くのに適しない場合がある。一般的にいえば、附則において別表が用いられるのは、このような場合においてである。具体例について説明すれば、例えば、次の例の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成一七年法律第一一三号）では、全俸給表の改定が行われ、その際、俸給表の級構成及び号俸構成が改められたため、職務の級及び号俸の切替えが必要となったが、その内容が大部かつ複雑なものとなっており、これを規定するには、別表を用いざるを得ないところから、附則に、附則別表第一から附則別表第四までの別表が付けられている。（以下略）

#### 4 本則の別表と原始附則の別表の位置づけ（法令整備会議関係資料集（四）七三七ページ）

##### 一 議題

例えば、本則に別表が五表、原始附則に別表が十表必要になったとき、これらの別表を原始附則の後に、どのように置くべきか。（別表としないで、各条の表とするのが簡明な解決法であるが、これが不可能又は不適切な場合で、どうしても、議題に掲げた事態が避け得ないとき）  
なお、ここでは、原始附則の別表を問題とし、改正法（政令）附則の別表は、問題としない。

(イ) 本則の別表として、別表第一、……、別表第五を置き、その後に、これに続いて原始附則の別表として、附則別表第一、……、附則別表第十を置く。

(ロ) 原始附則の別表として、附則別表第一、……、附則別表第十を置き、その後に、これに続いて本則の別表として、別表第一、……、別表第五を置く。

(イ)、(ロ) いずれをとるかは、本則と原始附則とが通しの条になっているか否かによって差が出る可能性がないか。

(ハ) 本則の別表と附則の別表とを区別せず、通し番号とし、本則の別表を別表第一、……、別表第五として置き、その後に、原始附則の別表を別表第六、……、別表第十五として置く。

## 二 議事要旨

原始附則は一体であるという観点や附則別表には恒久性がないという観点から(ロ)によるべきで、(イ)、(ハ)は好ましくないとする意見があり、これに対して、別表の順序も本則、附則の順序によるという観点から(イ)でもよいのではないかという意見、両表に関係する定義規定を置く場合には、(ハ)によることも可能であり、かつ自然ではないかとする意見があり、明確な結論は得られなかった。

〔令和五年度法令整備会議第二回 議題第二号関係議事要旨〕

一定期間のみ適用する法令の別表を新設する場合の改正方法について

(担当 高橋参事官)

○ 議事要旨

1 一定期間のみ適用する別表を改正法令の本則の別表とするか(イの方式)、改正法令の附則又は原始附則の別表とするか(ロ又はハの方式)については、適用期間が限られる等性質の異なる別表を同じ箇所に置くべきでないことから、ロやハの方式によるべきとの意見があった。一方で、議題の「一定期間」が過去の一定期間なのか将来の一定期間なのかによっても対応ぶりは異なり得、将来の一定期間のみ適用する別表を新設する改正の場合には、施行日の異なる規定(別表)を改正法令の本則に置くことも可能なのではないかとの意見があった。また、時限的な内容は本則に規定しないとの考え方が原則なのであれば、将来の一時点以降適用する規定を改正法令の本則に規定し、それ以前に適用するものを経過措置として処理することが考えられるとの意見があった。

2 改正法令の附則別表とするか(ロの方式)又は原始附則の別表とするか(ハの方式)という点については、改正法令の附則で定めるものは改正法令の施行・適用に伴う経過措置的なものであるという性質を踏まえ、一定期間のみ適用する別表が改正法令に伴うものであればロの方式とし、本則の適用の一部例外のような場合にはハの方式とするという意見が比較的多く見られた。改正法令の附則別表は忘れら

れやすいということもあり、なるべくハの方式が良いといった意見も見られた。また、改正法令において他に何を改正するのにもより、別表の改正が他の改正に付随するものであればロの方式をとることも考えられる一方、改正が一点のみで改正法令の本則に規定する内容がなくハの方式しか選択の余地がないこともあるのではないかとこの意見もあつた。

3 更に、一定期間のみ適用する制度を定める臨時的な規定を本法（令）本則、本法（令）附則又は一部改正法（令）附則のいずれに置くかは、どのような制度設計の考え方をとるかによるのではないか、例えば、恒久的な制度だけでなく臨時的な制度を含む全体を当該法令の本体的事項として規定したい意図であれば、その臨時的な規定は本法（令）本則に置くことになると考えられるし、臨時的な制度を当該法令の本体的事項ではなく付随的事項として規定したい意図であれば、その臨時的な規定は本法（令）附則に置くことになると考えられるのではないか、また、臨時的な制度を特別に切り出して制度化したいという意図であれば、本法（令）の特例法（令）として規定することになると考えられるのではないかとこの意見があつた。

枝番号の付いた条(号)が含まれる条(号)の移動について

(担当 堀参事官)

一 議題

1 四以上の条又は号(以下単に「条」という。)の移動であって、移動される条の中に枝番号のある条がある場合には、繰上げすべき移動について「枝番号のない条の移動に枝番号のある条の移動を含めて、まとめて繰上げを行う方式」(資料1)と、「枝番号のない条と枝番号のある条を分け、前者は繰上げを行い、後者は条ごとに移動を行う方式」(資料2)が見られる。

2 これらの例によると、二類型の方式を分ける要素は、次のように「第〇条の2を第〇条に移動をすること」(以下「先頭移動」という。)を繰上げに含めることができるか否かの立場の違いにあると考えられる。

(1) 先頭移動を含めて、繰上げを行う方式

「第A条を削り、第B条を第A条とし、第C条から第E条の〇までを一条ずつ繰り上げる。」(資料1)

【実際の例(部分)】

○郵政省組織令の一部を改正する政令（平八政一九〇）

（略）

郵政省組織令（昭和五十九年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号の五までを一号ずつ繰り上げる。

(2) 先頭移動の前までについて繰上げを行い、その後先頭移動を行う方式

「第A条を削り、第B条を第A条とし、第C条から第E条までを一条ずつ繰り上げ、第E条の2を第E条とし、・・・」(資料2)

【実際の例（部分）】

○所得税法等の一部を改正する法律（令二法八）

（略）

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

（略）

第二条第二項第十号の四中・・・同項第二十号の二から第二十二号までを削り、同項第二十二号の二を同項第二十一号とし、同項第二十二号の三を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号の二を同項第二十

六号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十八号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改める。

3 枝番号のある条の移動については、例規において論ずる箇所はなく、また、法制執務においても、枝番号は項には設けることができないということのほかは言及はない。

4 昭和五七年七月七日の法令整備会議においては、本件に関連して、枝番号のある条と枝番号のない条を分けずにまとめて条の繰上げを行うか、又は、分けて条の移動を行うかについて議論されているが、諸意見があったものの論点の整理に至らず、結論は得られていない。(資料3)

5 以上を踏まえて、2の(1)、(2)のいずれの方式がよいか。両方式の併存を認めるにしても、いずれの方式をとるべきかについて何らかの判断基準が提示されることが必要ではないか。

## 二 資料

1 枝番号のない条の移動に枝番号のある条の移動を含めて、まとめて繰上げを行う方式の例

○郵政省組織令の一部を改正する政令(平八政一九〇)

(略)

郵政省組織令(昭和五十九年政令第百八十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第八条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号の五までを一号ずつ繰り上げる。

○国土利用計画法施行令の一部を改正する政令（平一〇政二八四）

(略)

国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

(略)

第十七条の見出し中「移転」の下に「又は設定後における利用目的」を加え、同条中「第二十七条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を削り、「次のとおり」を「土地売買等の契約の締結が次に掲げる場合に該当して行われたものである場合」に改め、同条第一号中「及び」を「又は」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号の二までを一号ずつ繰り上げ、第七号から第八号の二までを削り、同条第九号中「、土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額の変更（その額を減額する場合を除く。）及び」を削り、同号を同条第七号とし、同条に次の一号を加える。

2 枝番号のない条と枝番号のある条を分け、前者は繰上げを行い、後者は条ごとに移動を行う方式の例

○地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平三〇政一一六）

(略)

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二十条を削り、第二十条の二を第二十条とし、第二十条の二の二を第二十条の二とし、第二十条の二の三を第二十条の二の二とし、第二十条の二の四を第二十条の二の三とする。

○所得税法等の一部を改正する法律(令二法八)

(略)

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

(略)

第二条第二項第十号の四中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同項第十号の五中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同項第十号の六中「連結法人」を「通算法人」に改め、同項第十号の七中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、同項第十九号を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の三を同項第十八号とし、同項第二十号の二から第二十二号までを削り、同項第二十二号の二を同項第二十一号とし、同項第二十二号の三を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号の二を同項第二十六号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十八号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改める。

○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令四法七六）

（略）

（内閣府設置法の一部改正）

第四十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四条第三項中第二十六号の二から第二十七号までを削り、第二十七号の二を第二十七号とし、第二十七号の三から第二十七号の六までを削り、第二十七号の七を第二十七号の二とし、第二十七号の八を第二十七号の三とし、第四十六号を削り、第四十七号を第四十六号とし、第四十八号から第五十四号までを一号ずつ繰り上げ、第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

3 法令整備会議 昭五七・七・七（法令整備会議関係資料集（三） 三二七〜三二二ページ）（抜粋）

一 議題

次の場合は、いずれの方式によるべきか。

- (2) 四条（号）以上の条（号）を動かす場合の条（号）に枝番号がある場合
- （イ）第A条を削り、第B条を第A条とし、第C条を第B条とし、第D条を第C条とし、第D条の

二を第D条とし、第D条の三を第D条の二とする。

(ロ) 第A条を削り、第B条を第A条とし、第C条から第D条の三までを一条ずつ繰り上げる。

## 二 議事要旨

議題(1)から(3)までについて、次の意見があり、いずれも結論を得なかった。

### (2) について

現行条文を前提として条の移動を行うという考え方をとれば、枝番号の付いている条を削らない限り(ロ)の方式でよいとする意見、移動の対象となる条の枝番号が、その分岐するもととなる条が一の条のみに限られている場合には(ロ)の方式でもよいが、その分岐するもととなる条が二以上の条にわたっている場合には(イ)の方式によるべきであるとする意見、枝番号の付いている条と付いていない条に分けてそれぞれまとめて移動することができる場合には、まとめて移動してもよいが、それ以外の場合は(イ)の方式によるべきであるとする意見があり、いずれも結論は得られなかった。

なお、枝番号の付いている条が削られた場合に、条の移動をまとめて行う際、その枝番号の付いていた条の分を数えるべきか否かについても議論がされた。

## 三 資料

### (2) (イ) の例

○ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭五七法一〇)

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号の二を第十八号とし、第十八号の三を第十八号の二とする。

○運輸省組織令の一部を改正する政令（昭五三政一九四）

第六条を削り、第七条を第六条とし、第七条の二を第七条とし、第七条の三を第七条の二とし、第七条の四から第七条の七までを一条ずつ繰り上げる。

(2) (ロ) の例

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭五六法一五）

(地方税の一部改正)

第一条 地方税（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四百八十九条第一項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十二号の三までを一号ずつ繰り上げ、……

○運輸省組織令の一部を改正する政令（昭五四政八六）

第六十三条中……、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条第四号中……、同号を同条第二号とし、同条中第五号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、第八号の二及び第九号を削り、第十号を第四号とし、第十一号から第十四号までを六号ずつ繰り上げる。

〔令和五年度法令整備会議第二回 議題第三号関係議事要旨〕

枝番号の付いた条（号）が含まれる条（号）の移動について

（担当 堀参事官）

○ 議事要旨

提案者より、四条以上の条又は号（以下単に「条」という。）の移動であって、移動される条の中に枝番号のある条がある場合に、繰上げすべき移動について「第○条の2を第○条に移動をすること」（以下「先頭移動」という。）を繰上げに含める例と、先頭移動の前までは繰上げし先頭移動は個別に移動する例が並存しており、いずれかに統一すべきではないかという議題を提示し、また、補足として、第一に枝番号のある条とない条をまとめて削る例は多数あるため枝番号のある条とない条をまとめて特定することに支障はなく争点は移動であること、第二に繰上げは元の条構造を利用して○つずつ若い位置へ横ずれすることを指し、移動先が紛れないことが争点であること、第三に枝番号のついた条とその元となる条に優劣はないことについて提示し、討議に入った。

次のように、繰上げにまとめることができるとの立場、繰上げにまとめず一つ一つ個別に移動するべきとの立場の双方から意見が出され、結論を得なかった。

繰上げにまとめることができるとの立場からは、例規等でそれを禁ずる記載がない以上はできる、枝番の有無に関わらずそれぞれの条は独立しているのであり原則どおり四以上の条の移動と同様に扱うべ

き、これができないとして一つ一つ移動することは非効率であるとの意見があった。一方で、条文からは、どの条が移動の範囲か、移動先がどこか即座にわからないおそれがあり、誤りのリスクがあるとの意見もあった。

繰上げにまとめず一つ一つ個別に移動すべきとの立場からは、枝番号のある条は本来わかりづらさがあるので担当者の判断によるべきで個別移動を排除すべきでない、移動先がわかりにくいので個別に移動するべき、そもそも繰上げが若い位置へ横ずれすることが共通の認識とは言えないのでないか、それぞれ枝番号のある条に加えられた経緯があり個性があることからまとめるか個別に異動するかは担当者の判断によるべき、との意見があった。一方で、機械的に個別移動と判断することは非効率である、紛れがないとの判断があればまとめるとは可能であるとの意見もあった。